

韻鏡字母考

永田吉太郎

大矢透博士は「韻鏡考」一七二頁に

(前略) 其の形式門法を種々にするものは、上下字共に一定の等列ありて、之を結合して示すところの原音、即ち所謂歸納字の位置を定むる上に於いて異同あるに由る。かく異同あるは、其の上下字の等位の異なるに隨ひて、音韻各、直拗二性の別あるが爲なり。而して上下字直拗の異同は唇舌等の七音、及び音母の性質によりて、必ず爾かせざる可からざる定式あり。(下略)

と頻りに音の直拗なるものを論じてゐられる。反切の下字は即ち韻の區別に屬するものであるが、その上字は字母を表すわけであるから、これに直拗の別があるといふことは、字母に何らかの區別があることになりはしない

か。舌音及び齒音に屬するものはそれが代表する字母まで異なつてゐるから勿論のこと、反切の上字を精細に檢べてゆくときは、やはり他の諸母にも概ねこの區別の存することがある。

先づ母音を表すところの影母に屬する上字を見ると、

- (一) 烏 哀 都 安 烏 塞 哀 烏 愛 烏 賢 烏 煙 烏
- (二) 於 央 居 一 於 悉 握 於 委 於 乙 於 衣 於 依 於
- 紆 憶 央 於 良 調 於 憶 於 憂 於 伊 於 挹 伊

このやうにそれ自身を表す反切に於て既に明かな對立が見られる。(一)は烏を代表とするものであり、(二)は於を代表とするものであつて、ちやうど大矢博士のいはれる直性と拗性とに相當してゐる。更にこれらの上字の用ゐられた等位を調べると次のとおりである。

一三四等 鳥 一、於
 一二四等 安、哀、愛
 二等 鷺 攝、委
 三等 乙、衣 依、紆、央、調、
 四等 煙 伊、挹

このうち二等に於ては麻韻不定と呼ばれる法則によつて直拗何れの文字も上字となることができるが、それを除けば、一等には主として(一)類があり、三等は全く(二)類に限られてゐることを知る。四等に於ても煙は迴韻(青韻上聲)に、伊・挹は昔(清韻入聲)・幼(幽韻去聲)・緝及び寢(侵韻入聲・上聲)の諸韻に用ゐられて混同しない。第六節参照。たゞ一等に於て於泰・海(哈韻上聲)・豪の諸韻に用ゐられ、一が桓韻に用ゐられたのは不審であるが、これは例外とすべきものであらう。別に字音には開合の別が存し、これも亦反切によつて明かに示されるところであるが、尙反切に於て開合の混じた例がないでもない。これ開合憑切門法の立てられる所以

な後、

蓋し反切の彼に於ける尙我の傍訓の如く、人字を見る開合の分明かなるが故に偶々上下字に過あるも、更に開合を違はず發音すること、鏡字に傍訓するにカ、ミとして濁點を施さざるも、誰とて之をカ、ミと讀まざるものなきと等しかるべきなり。

と解かれた。この説は採つて直ちに直拗の別に當てることができ。即ち於、一に四個の例外があつても尙他のものに存する明かな區別を否定する理由とはならず、従つてこの二類の區別が存することはほど確實であらう。但し右の反切及び等位は「韻鏡考」附録「隋唐音圖」によつたものであるから、他書によれば多少の出入はあるかも知れない。以下も同じ。

二

唇音七母のうちでは、滂母に於ける次の二類が目につく、

- (一) 滂 普 滂
 郎 古
- (二) 匹 璧 匹
 吉 賜

その用ゐられた等位にも亦區別がある。

一二三四等

匹

一二四等

普

一三等

滂

一等

傍 (滂力、隊韻)

四等

譬

麌韻 (虞韻上聲)・小韻 (宵韻上聲) 三等の滂及び蕩・鐸

(唐韻上聲・入聲)・候 (侯韻去聲)・德 (登韻入聲) 諸

韻一等の匹は共に例外とすべきであらう。

次に明 (微) 母にも次の二類を見る。

(一)

莫 模 慕 故 模 胡 募 故 謨 胡 母 厚 矛 交 攄 莫

尤 江 目 六 莫

(二)

武 亡 文 無 明 兵 靡 文 美 無 望 巫 甫 方 分 武 兵 彼 部 放

無 武 巫 夫 眉 武 悲 彌 武 移 綿 武 延

その用例に於ては

(一)

(二)

一二三四等 一等

莫 模、慕、謨、母

武、亡

二等 三等

矛、模 龍、目

三四等

四等

文、美、望、無、
巫、眉
明、靡
彌、綿

こゝでは賄 (灰韻上聲)・登・嶝 (登韻去聲) の武、果韻

(弋韻上聲)・侯韻一等の亡、脂韻合轉三等の目などが例

外である。尤も目はもとく三等に屬するものであるか

ら、むしろその反切の上字、莫の方を例外とすべきもの

かも知れない。莫が三等の上字として用ゐられたのは東

韻平・去・入、鍾韻上・去・入、尤韻など少數である。

牙韻上字の反切にも例外のあることを参照。

その他の五母では反切に二類の現れることがない。こ

れはその字母に屬する文字がすべて (一) 又は (二) の

一方に限られてゐるのではないかを思はしめる。第六節

参照。

(清音)

幫母

非母

一二三四等

方、甫

一二四等

博、北、市

一四等

楠、邊

天、台、它(?)送韻)
 丑、敕
 抽癡、楮、褚、恥
 但し薛韻四等に丑が用ゐられてあるが、三等の誤であらう。

(濁音)

定母

澄母

一二四等

徒

一四等

杜

一等

虔、唐、同、田、阽

四等

特、堂

二三等

直、除、丈

二等

柱、宅、它、場、墜

三等

持、池、治、遲、

佇、馳

(清濁音)

泥母

孃母

一二三四等

乃

一二四等

奴

一等

内、那、諾

一二三等

孃

二等

女、泥

三等

孃、嘔

齒音(清音)

一四等

一等

精母 照母
 子、則、作、將、玆
 祖、臧、租、藏(?)
 灰韻)、借
 即、資、遲、姉、

四等

醉、相(祖力)、千

(七力)、青

二等

側、阻、仄、莊、

盛、姊、爭、鄒、

之、章、職、諸、

旨、止、支、脂、

征、草、正、煮

三等

鑑韻二等の子、眞韻三等の側、盍韻一等の章などは疑はし。

し。

(次清音)

清母

穿母

一四等

七、倉、千、此、蒼

一等

采、麤、龜

四等

親、職(?)董韻)、雌、

取、士(七力)、遷

二等

初、楚、又、潤、

創、疇、易

祭韻合轉・勁韻三等の楚、脂韻合轉三等の又、燭韻二等の尺などが例外である。

(濁音)

從母

牀母

一四等

昨、徂、才、在

一等

藏、祖(徂力、翰韻)、

作(在力、登韻)

四等

疾、慈、秦、匠、情、崇

(?先韻合轉)、自、

疎(?緝韻)、漸

二三等

士

二等

仕、鋤、鉏、查、

七(士力)、牀、雛、

三等

崩、助

食、神、倉(倉力、

準韻)、實、乘

侯韻一等の鉏、厚韻一等の仕は不審である。又同じく從母に屬するものが、一等に用ゐるものと然らざるものとで反切にも區別がある。

(イ)

昨 在
各 徂 昨
胡 才 昨
哉 在 昨
宰 藏 昨
耶

(ウ)

(清音)

心母

審母

一四等

蘇、息、先、想、私

一等

桑、素、速

四等

相、斯、雖、晉、

卒(辛力、術韻)、

須、司、悉

二三等

所、山

二等

疎、色、數、砂、沙

三等

式、書、舒、失、施

詩、傷、識、矢、釋

商、試、生、始、賞

但し賞が敢韻一等に用ゐられたのはいぶかしい。

(濁音)

邪母

禪母

一等

辭

四等

似、徐、祥、詳、辭、

夕、旬、隨、寺

三等

常、時、市、承、

是、視、署、植、

殊、蜀、臣、寔

更に舌齒音といはれる來母も亦二類をなす。

郎・魯・練の反切がその他のものと離れてゐるが、恐らく偶然であらう。

(一)	盧落	郎魯	落盧	勒盧	魯郎	洛盧	來落
	胡	當	各	則	古	各	哀
(二)	賴蓋	練郎	呂力	良呂	里良	連力	縷力
	林	舉	張	士	延	主	離呂
	林	尋					
(一)	盧	郎落、勒	魯洛、來、盧(盧)				
	一四等	一四等	一等				
(二)	二等	賴	力、東韻)				
	四等	練					
(一)	一三四等	力	呂	良、里、連、縷、			
	二三等			離、林			
(二)	三等						

第三十三轉上聲三等の「冷、魯打」は舌音二行の「打、

德冷」と共に解しえない存在である。

更に日母は齒音三等の照・穿・牀と相並ぶべき清濁音であつて、如・人・汝・兒・仍・耳の諸字何れも三等にあるが、ひとり而が三等のほか準韻四等に用ゐられたのを不審とすべきである。

四

喻母の二類は既に大矢博士の論定されたところである。その混じた例は業韻に用ゐられた上字以のみで、配列上やむをえない處置とされた。

(一) 三等 于、王、雨、羽、爲、云、於(于力、屋韻)、選、韋、消、榮、雲、有、永、筠

(二) 四等 以、羊、余、餘、與、戈、夷、移、悅、翼、營

これを以て見るのに、賄韻の「情、于罪」はむしろ三等に置くべく、海韻の「怡、夷在」は四等に寄託させるのを可とする。「隋唐音圖目次」の「外轉第十五」上聲四等欄に海韻寄託符號を記載された著者の意圖も、恐らくこの邊にあつたのであらう。

曉母も亦三類を見分けることができる。

四等
聲

二、三等
三四等
三等

喜
香、休
沉、興、朽、義
欽(?)寢韻)

一二三四等
一二三等
一二四等
一二等
一等
二等

呼
火、虎
荒
海
胡(？卦韻)、花、
乎(？銑韻)

許
虛

呼 マカ 鳥	許 マカ 呂
火 カ 果	虛 カ 居
虎 カ 野	喜 カ 里
荒 カ 野	香 カ 許
海 カ 改	休 カ 尤
花 カ 瓜	況 カ 訪
智 カ 野	興 カ 陵
朽 カ 許	義 カ 竊
久 カ	

匣母にあつてはたゞ一つの例外有韻の「舊、戸亥」の
ほか三等の文字が現れないから、従つて三聲を中心とす
る(二)類がなく、(一)類に統一されてゐる。

一二三四等 戶

二四等 胡下

二等侯

一四等 黃

乎

何等

何、古(？卦韻)、懷、獲、呼(？梗韻合轉)

五

牙音といはれる見母は次のやうに分れる。

(一)
古戸公
公紅古
各落古
佳嘆古
乖懷古
格伯古
過臥古

姑 古
胡 古
兼 古
甜 古

(三)
居九
魚有舉
紀里居
舉許居
几履居
俱朱舉
詭季過

規
隋居
吉
質居

三等
其、奇、齊、具、強、魚（？廣韻合轉）、循、臼、共、狂

四等

疑母にあつては

(一) 五疑 吾 五 俄 五 研 五
古 乎 何 堅

(二) 疑語 擬魚 玉 魚 語 魚
其 紀 欲 居 巨 牛 求 宜 羈 魚

虞 遇 危 爲 遇 具 愚 俱

のやうに分れ、

(一)

(二)

一二四等

一二三四等

一等

二等

三四等

一三等

三等

四等

研

吾 五 俄

疑

擬、玉

魚、語

牛

宜、虞、危、遇、愚

歟韻三等の吾、姥韻一等の疑（五の上字）、寃韻一等の牛などが例外となつてゐる。

六

以上のうち、四等に於ては一見二類が全く相混じてゐるかに見え、或はこれを二分することの意義が疑はれるかも知れない。然るに、實際には、その四等の例を一々調べると、そこにもかなり明かな區分が認められるのである。但し齒音及び喻母には特別な約束があつて等位が一定してゐるから、これは全く省かなければならない。さうして先づ（一）類の用ゐられたものを見るのに、（平聲の韻を以て四聲を代表させる）

支韻 呼

脂韻 徒、火

齊韻 邊、補、博、蒲、傍、部、都、他、土、徒、杜、特、奴、古、苦、康、研、烏、呼、胡、戸、盧、郎

眞韻 丁、下

仙韻 丁

先韻 布、普、蒲、薄、部、丁、都、多、徒、堂、奴、古、姑、苦、牽、謙、研、烏、呼、火、馨、胡、盧、落

蕭韻 都、多、土、奴、古、苦、烏、火、馨、胡、

都、多、土、奴、古、苦、烏、火、馨、胡、

都、多、土、奴、古、苦、烏、火、馨、胡、

都、多、土、奴、古、苦、烏、火、馨、胡、

都、多、土、奴、古、苦、烏、火、馨、胡、

次に (二)

類の上字となる例は

清韻	火	盧、落
青韻	補、普、蒲、薄、丁、都、當、他、徒、特、奴、乃、古、苦、口、烏、煙、火、胡、戸、郎	
添韻	丁、都、多、他、徒、奴、乃、古、兼、苦、呼、胡、戸、盧、勒	
蒸韻	丁	
支韻	井、府、卑、匹、符、毗、便、武、綿、居、規、去、丘、親、巨、於、許、香	
脂韻	必、卑、匹、房、扶、毗、彌、居、詰、求、渠、共、許	
祭韻	魚	
齊韻	匹	
眞韻	必、卑、匹、譬、撫、符、房、毗、武、彌、居、九、去、於、許	
諄韻	居、九、丘	
仙韻	方、井、卑、匹、芳、房、婢、武、亡、彌、居、吉、去、傾、狂、於、香	
先韻	方、於	

蕭韻 於、力

宵韻 方、甫、匹、敷、撫、符、毗、亡、彌、去、渠、巨、於

麻韻 彌、陟

清韻 府、彼、必、界、匹、芳、防、房、武、亡、彌、居、去、渠、巨、於、伊

青韻 匹、扶、去、許、力

尤韻 去、丘

幽韻 甫、武、靡、居、渠、巨、語、於、伊、香、力

侵韻 伊、挹

添韻 明、紀、於、許、力

鹽韻 一、於

即ち四等にのみ現れる齊・先・蕭・青・添の諸韻は概ね (一) 類が用ゐられ、三四等に分れる支・脂・祭・眞・諄・仙・宵・清・尤・侵・鹽の諸韻は殆ど (二) 類に限られる。これ全く音韻上の差別を表す必要に出でたものである。但し間々例外があるのはその差別が著しいものではないことを示すことにならう。

以上調べ來つたところによつて、韻鏡の字母は次のごとく分組せらるべきものと思はれる。

頁 一 月 號
六八 世阿彌の偉大……訣
六九 然も日記
七〇 多氏は宮處
七二 歸納せんする
七八 新舊階級
二 月 號
七七 佛御前のこれ
七八 母が白拍子と
七九 白拍子始部後也
八〇 祇王漏
三 月 號
七三 音、舞音樂略史
(誤)

(正)
世阿彌の偉大……譯。
然も其の史料を日記
多氏は宮廷
歸納せんとする
新興階級
(正)
佛御前のこれ
母を白拍子と
白拍子始終後也
祇王漏
(正)
歌、舞音樂略史

「王朝末期の白拍子」訂正及補遺

七五 何事がある
七五 注文されて
同 祇王承りて
七六 師中納言
七七 所以で
同 にとつて……舞ひ乍ら
八〇 のと雖「十惡」
四 月 號
(誤)
舞ふ名手
その分を
巫女三十八計
小 猶 等
問ひみはずみ
つじむしやう
(正)
舞の名手
その何れの一部分を
巫女三十人計
小 橘 葉
問ひみ問はずみ
つ 削除

(一)
唇音 幫・滂・並・明
舌音 端・透・定・泥
牙音 見・溪・疑
齒音 精・清・從・徹・穿・床
心・邪
喉音 影・曉・匣・喻
(二)
非・滂・敷・不・明
知・徹・澄・娘
見・溪・群・疑
照・穿・牀
審・禪
影・曉・匣・喻

古語
齒舌音
さうして照・穿・牀・審の四母はこの二類の中
間にあると觀られる。そこで從母の分れるのは偶然とし
て數へないにしても、併せて四十八母の別が認められる
のである。
(七・八・三一)